

Ⅱ 糖価調整制度の役割と仕組み



1 制度の全体像

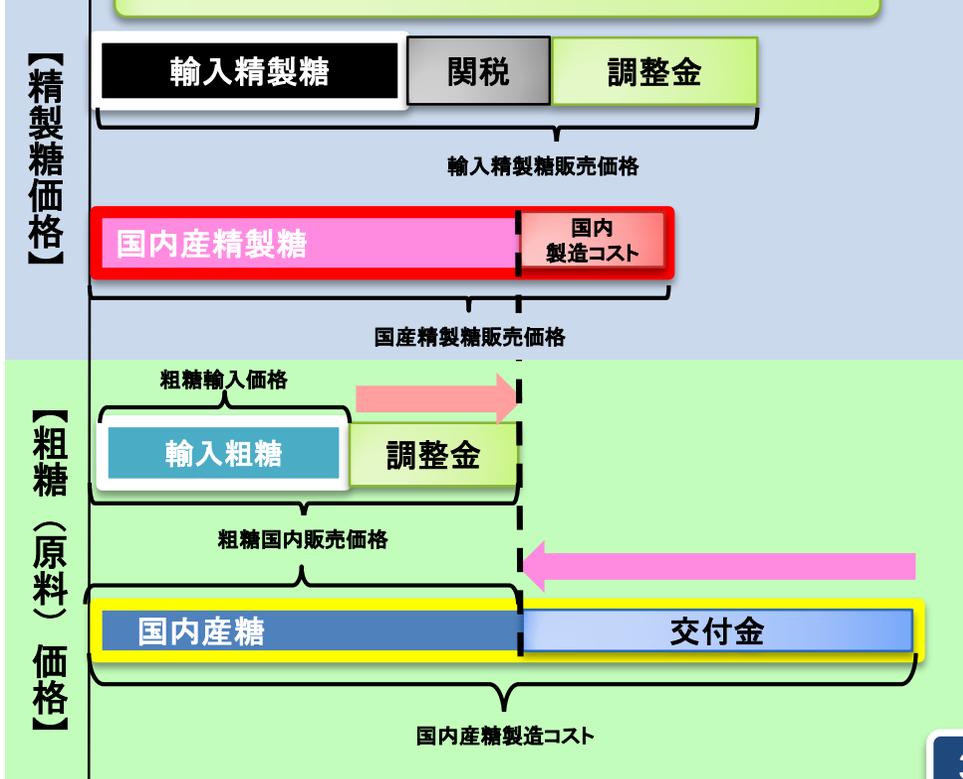
【砂糖の場合】

- ◆ 糖価調整制度は、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで、砂糖の安定供給を確保していく仕組み。
- ◆ 具体的には、
 - ① 輸入精製糖には高い水準の関税・調整金を課す。このため、ほとんど輸入されない。
 - ② (独)農畜産業振興機構(A L I C)は、粗糖を輸入する精製糖企業から調整金を徴収。これにより、輸入粗糖の価格が引き上げ。
 - ③ A L I Cは、甘味資源作物生産者・国内産糖製造事業者に対し、交付金を交付。これにより、国内産糖の価格が引き下げ。
 - ④ 価格が引き上げられた輸入粗糖と引き下げられた国内産糖を原料として、精製糖企業は国内で精製糖を製造し、消費者に供給。

輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の全体像



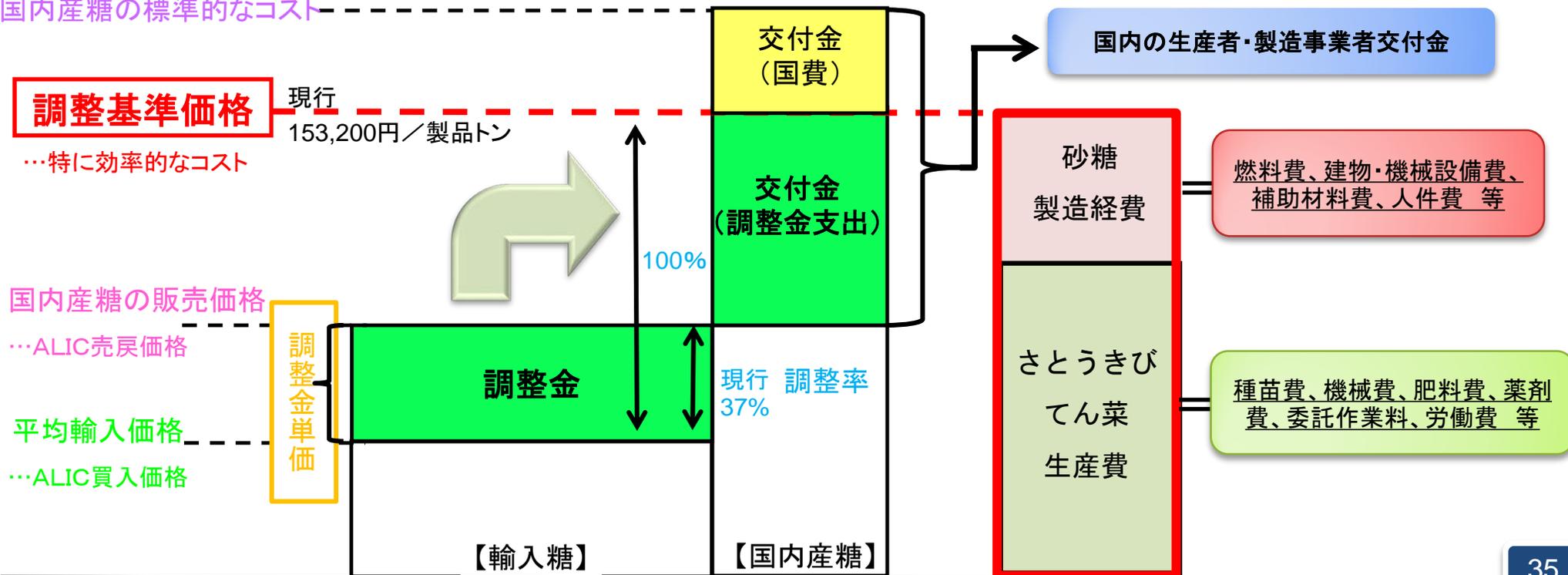
輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の価格差の概念図



2 調整金の徴収 【砂糖の場合】

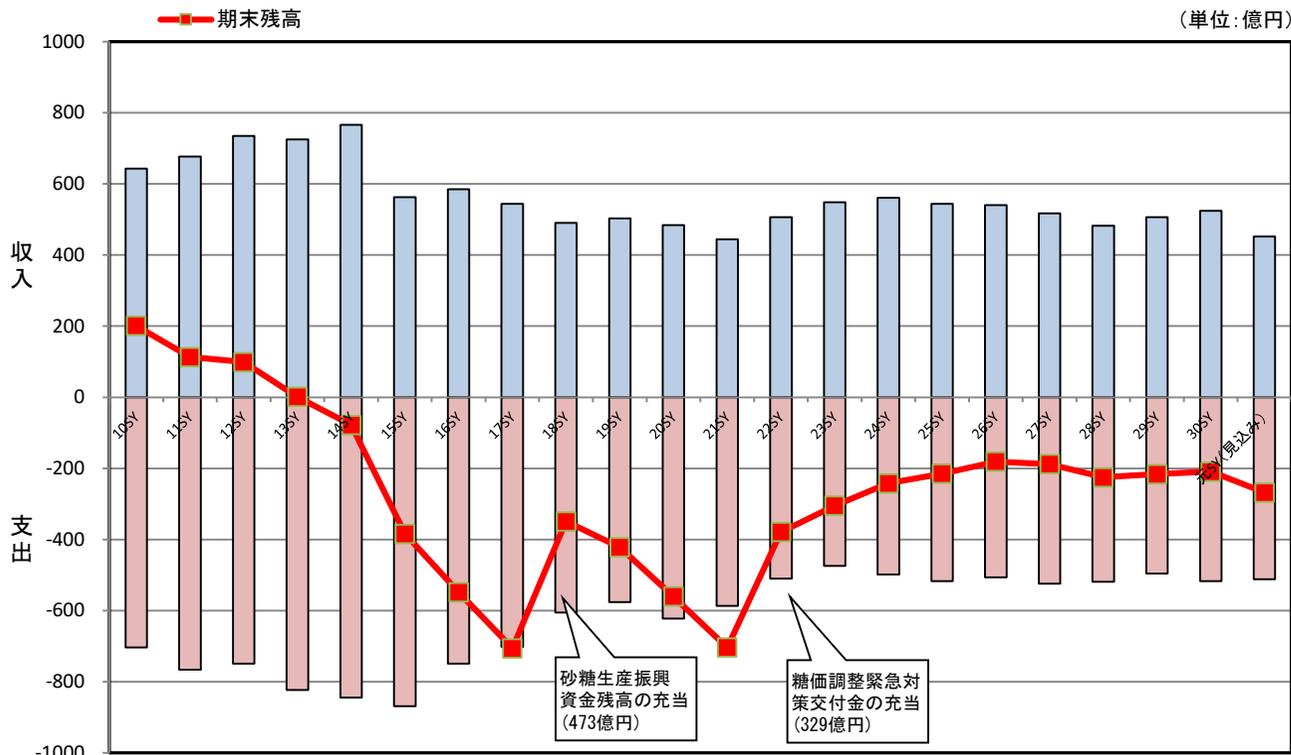
- ◆ 輸入糖から徴収される調整金については、**調整基準価格**と**平均輸入価格**の差に**調整率**を乗じて**単価**を決定。
- ◆ **調整基準価格**は、砂糖の内外価格差調整の基準となる指標であり、輸入糖の価格がその価格を下回った場合にはじめて価格調整の仕組みが発動される。その水準は、**特に効率的に製造された場合の国内産糖の製造コスト**、すなわち効率的な原料生産の生産費と効率的な工場での砂糖の製造経費の合計額を基礎として算定。
- ◆ **平均輸入価格**は、4半期ごとに、ニューヨークの商品取引所における粗糖の平均的な取引価格等を基準として決定。また、**調整率**は、当年の砂糖の推定総供給数量に占める当年の国内産糖の推定供給数量の割合を限度として決定。
- ◆ なお、生産者と国内産糖製造事業者に対しては、**標準的な国内産糖の製造コスト**と**国内産糖の販売価格**の差額が交付金として交付されているが、この場合、
 - ① **特に効率的なコスト（調整基準価格）**と**販売価格**の差額分は調整金で、
 - ② **標準的なコスト**と**特に効率的なコスト**の差額分は国費で賄う仕組み。

国内産糖の標準的なコスト



- ◆ 砂糖調整金の収支については、平成21砂糖年度末に累積差損が約▲700億円となった。
- ◆ これに対応し、平成22年10月以降、精製糖企業による調整金負担の水準引上げ等の取組とともに、平成23年度予算における緊急対策(糖価調整緊急対策交付金329億円)等を総合的に実施し、近年の単年度収支は安定的に推移してきたが、令和元砂糖年度の単年度収支は▲60億円の見込み(累積差損は令和元砂糖年度末で▲268億円の見込み)。

○ 砂糖の調整金収支の推移



注1) 砂糖年度(SY)とは、毎年10月1日～翌年9月末までの期間をいう。
 注2) ラウンドの関係で前年度期末残高と単年度収支の合計額が期末残高と一致しない場合がある。
 注3) 18SYに砂糖生産振興資金473億円を充当、22SYに糖価調整緊急対策交付金329億円を充当。
 注4) 単年度収支には、砂糖生産振興資金及び糖価調整緊急対策交付金の充当分を含まない。
 注5) 19砂糖年度以降の各年度については、当該年度のてん菜に係る国庫納付の確定額を反映。

○ 砂糖調整金の期末残高推移

砂糖年度(SY)	単年度収支	期末残高
12	▲ 14	99
13	▲ 98	1
14	▲ 79	▲ 78
15	▲ 306	▲ 384
16	▲ 164	▲ 548
17	▲ 158	▲ 706
18	▲ 115	▲ 349
19	▲ 73	▲ 422
20	▲ 138	▲ 560
21	▲ 143	▲ 704
22	▲ 4	▲ 379
23	74	▲ 305
24	63	▲ 242
25	27	▲ 215
26	34	▲ 181
27	▲ 7	▲ 188
28	▲ 37	▲ 225
29	10	▲ 216
30	7	▲ 209
R元(見込)	▲60	▲268

Ⅲ TPP11、日EU・EPA、 日米貿易協定について



1 TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定の合意内容

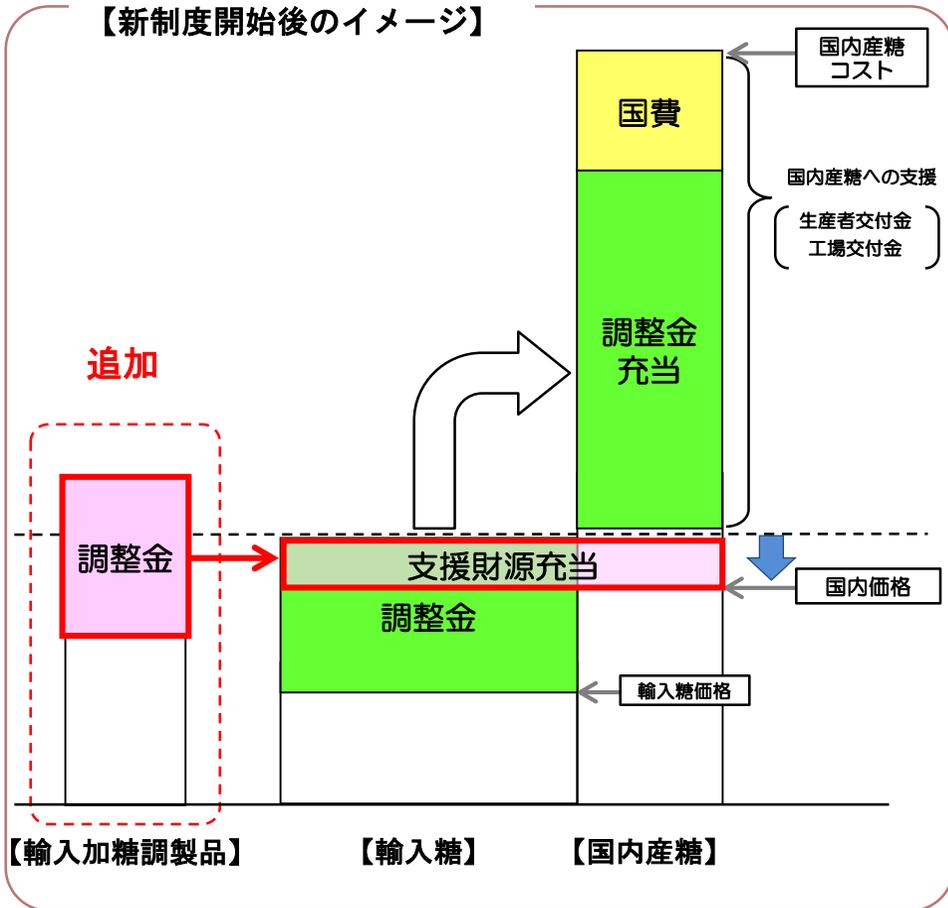
- ◆ 現行の糖価調整制度を維持。また、糖価調整法に基づく調整金の対象に加糖調製品を追加。
- ◆ 砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品において、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠を設定し、輸入量を管理。なお、日米貿易協定については、ほとんどを除外。
- ◆ でん粉においても、関税割当枠を設定し、輸入量を管理。

品目/関税率 (WTO協定税率)	TPP11協定の合意内容	日EU・EPAの合意内容	日米合意内容
粗糖 71.8円/kg 精製糖 103.1円/kg	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の糖価調整制度、関税を維持。 • 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。 • 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の糖価調整制度、関税を維持。 • 新商品開発用の試験輸入に用途限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の糖価調整制度を維持。
加糖調製品 29.8% (加糖ココア粉) 28.0% (粉乳調製品) 23.8% (加糖あん) 等	<ul style="list-style-type: none"> • 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 • 品目ごとに関税割当枠を設定 (品目ごとに6～11年目に枠数を固定)。 • 枠内は無調整金。 • 砂糖との競合がより大きい品目については、枠数を抑えるとともに枠内税率を一定程度維持。 	<ul style="list-style-type: none"> • 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 • 品目ごとに関税割当枠を設定 (11年目に枠数を固定)。 • 枠内は無調整金。 • ココア調製品等の一部品目は、段階的に11年目に関税撤廃(11年目)。 	<ul style="list-style-type: none"> • 除外 (米国枠も設けない)。
でん粉 119円/kg (枠外税率) 0～25% (枠内税率) <small>* 調整金対象用途(糖化・化工でん粉用)については調整金を徴収</small>	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の糖価調整制度を維持。 • 関税割当枠 (TPP枠) を設定。 枠数量：7,500トン(即時) 枠内税率：0～25%(即時) * • コーンスターチ、ばれいしょでん粉(米国枠【凍結】) 枠数量：2,500トン → 3,250トン(6年目) 枠内税率：無税(即時) * • イヌリン(米国枠【凍結】、チリ枠) ・ 米国枠【凍結】 枠数量：200トン → 250トン(11年目) 枠内税率：無税(即時) ・ チリ枠 枠数量：40トン → 50トン(11年目) 枠内税率：無税(即時) 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の糖価調整制度を維持。 • 関税割当枠 (EU枠) を設定。(注) 枠数量：6,400 → 7,150トン(6年目) 枠内税率：0～25%(即時) * <p>(注) 糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加工食品用等は無税(即時) ② 片栗粉用等については、国産ばれいしょでん粉の購入を条件として輸入する場合に無税(即時) 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の糖価調整制度を維持。 • 関税割当枠を設定 • コーンスターチ、ばれいしょでん粉 枠数量：2,650トン → 3,250トン(5年目) 枠内税率：0～25%(即時) * • イヌリン 枠数量：205トン → 250トン(10年目) 枠内税率：無税(即時)

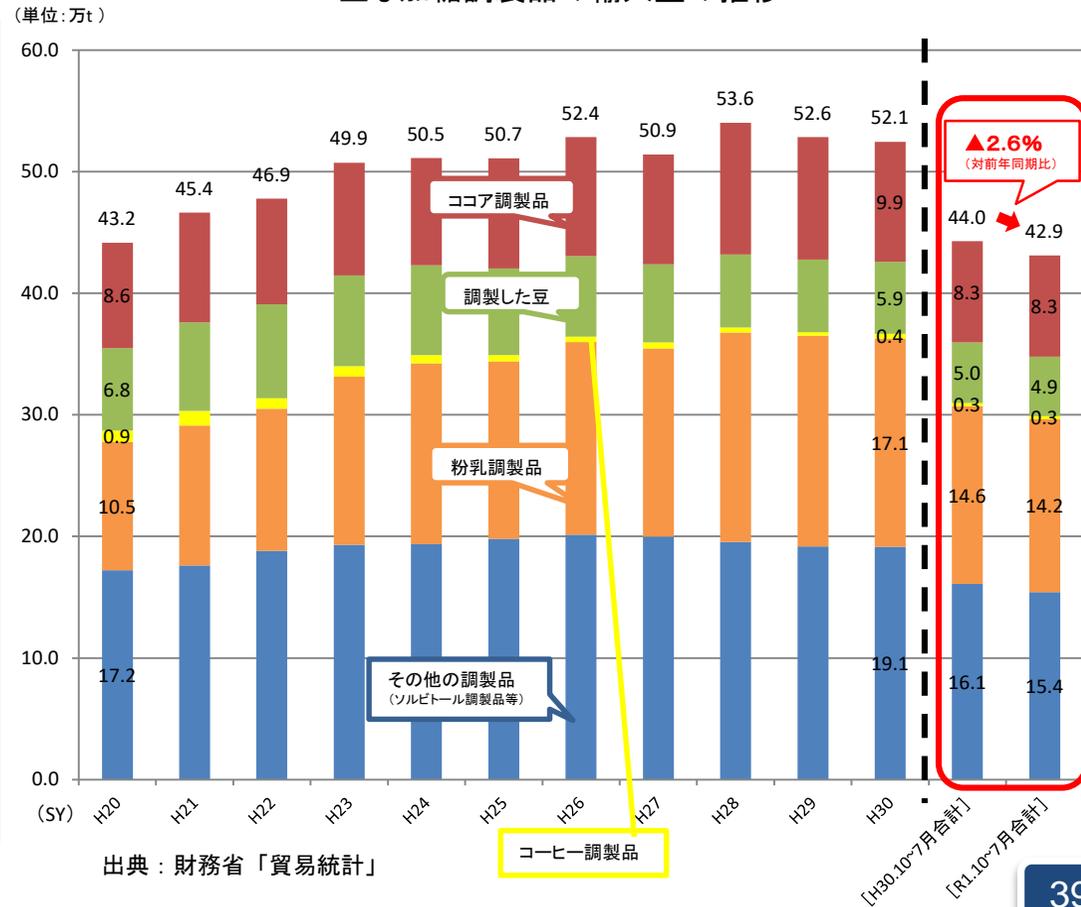
2 加糖調製品の調整金徴収制度と輸入動向

- ◆ 平成30年12月30日(TPP11協定の発効日)から施行された改正糖価調整法に基づき、加糖調製品からの調整金の徴収がスタート。これを国内支援に充当すること等を通じて国産の砂糖の競争力を強化。
- ◆ 加糖調製品の輸入量は平成20年以降、上昇傾向にあるが、直近の令和元SY(令和元年10月～令和2年7月)の輸入量は約43万トンと対前年同期比で2.6%減少している状況。これは、新制度開始前のかげ込み需要の反動による落ち込みや甘味全体の消費量の減少傾向等が主な要因。引き続き、加糖調製品の輸入動向を注視。

【新制度開始後のイメージ】



主な加糖調製品の輸入量の推移



粗糖・精製糖

◆ TPP11の発効後、豪州からの粗糖（高糖度原料糖）の輸入割合は増加。一方、日EU・EPA発効に伴う加盟国からの輸入数量の増加は今のところみられない。

【TPP11】 (単位：千トン)

輸入量	2018年1月1日～ 2018年12月31日		2019年1月1日～ 2019年12月31日		変化率 (%)
全世界	1,185		1,212		102
	うちTPP11	842	うちTPP11	982	
主な 輸入先	豪州	832	豪州	971	
	タイ	331	タイ	225	

出典：貿易統計

【日EU・EPA】 (単位：千トン)

輸入量	2018年2月1日～ 2018年12月31日		2019年2月1日～ 2019年12月31日		変化率 (%)
全世界	1,141		1,190		104
	うちEU	1	うちEU	2	
主な 輸入先	豪州	806	豪州	971	
	タイ	321	タイ	203	

出典：貿易統計

加糖調製品

◆ 2018年末の新制度開始前のかけ込み需要の反動による落ち込みや甘味全体の消費量減少傾向等を主な要因として、輸入量が減少していると考えられる。

【TPP11】 (単位：千トン)

輸入量	2018年1月1日～ 2018年12月31日		2019年1月1日～ 2019年12月31日		変化率 (%)
全世界	545		514		94
	うちTPP11	179	うちTPP11	158	
主な 輸入先	大韓民国	190	大韓民国	188	
	シンガポール	126	シンガポール	106	

出典：貿易統計

【日EU・EPA】 (単位：千トン)

輸入量	2018年2月1日～ 2018年12月31日		2019年2月1日～ 2019年12月31日		変化率 (%)
全世界	504		479		95
	うちEU	6	うちEU	6	
主な 輸入先	大韓民国	176	大韓民国	175	
	シンガポール	116	シンガポール	98	

出典：貿易統計

でん粉

◆ でん粉については、TPP11及び日EU・EPA発効後の全世界からの輸入量は、タピオカでん粉のタイからの輸入量の増加により、いずれも1割程度増加しているものの、TPP11加盟国及びEUからの輸入量については、特に大きな変化はみられない。

【TPP11】				【日EU・EPA】			
		(単位：千トン)				(単位：千トン)	
輸入量	2018年1月1日～ 2018年12月31日	2019年1月1日～ 2019年12月31日	変化率 (%)	輸入量	2018年2月1日～ 2018年12月31日	2019年2月1日～ 2019年12月31日	変化率 (%)
全世界	156		111	全世界	142		113
	うちTPP11	15			うちTPP11	16	
主な 輸入先	タイ	121		主な 輸入先	タイ	111	
	マレーシア	14			マレーシア	14	

出典：貿易統計

出典：貿易統計

参考

○ TPP11協定

発効日：2018年12月30日

締約国：（批准済）メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、豪州、カナダ、ベトナム
（国内手続中）ブルネイ、チリ、ペルー、マレーシア

○ 日EU・EPA

発効日：2019年2月1日

加盟国：ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国（計28カ国）

（注：英国は、2020年1月31日にEUを離脱。移行期間は延長されず、日EU・EPAの関税率の適用は同年12月末で終了。）